平成２３年（フ）第３０１号
沖縄県沖縄市泡瀬３丁目30番８号　山城隆秀方
債務者　知念智恵美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１５５５号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅24―402
債務者　島田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０１３号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目３番地瑞穂アパート16―301
債務者　アハメッドモハメッド
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５９３号
東京都日野市百草1261番地の11美樹ハイツ108
債務者　村元　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４２９号
静岡県磐田市二之宮1723番地２
債務者　鈴木　孝典
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７４８３号
東京都江戸川区江戸川３丁目54―４―101
債務者　大塚　雅人
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４８０号
東京都北区豊島４丁目８―６―102
債務者　山岡　　昭
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２９８号
静岡県裾野市茶畑2016番地の120、商業登記簿上の本店所在地静岡県裾野市呼子２丁目５番17号
破産者　有限会社エスケービルド
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６５８８号
埼玉県比企郡小川町東小川５丁目９番10号
破産者　株式会社アールデー
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５８９号
埼玉県比企郡ときがわ町大字西平1203番地
破産者　株式会社ハイネット都幾川
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５９０号
埼玉県比企郡小川町大字中爪1048番地
破産者　株式会社ハイネット小川
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９０６号
東京都杉並区成田東１―19―18、開始決定時の住所東京都府中市多磨町２丁目18―５
破産者　中村　正行
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２９７号
東京都渋谷区恵比寿１丁目26番16号
破産者　有限会社鶯
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２７６号
札幌市白石区東札幌５条２丁目１番23
破産者　株式会社オーツー・ジャパン
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９号
宮城県柴田郡柴田町槻木白幡３丁目５番29号
破産者　株式会社西和工務店
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１５８号
埼玉県所沢市大字松郷151番地の45
破産者　御幸印刷株式会社
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５６８号
埼玉県川越市大字古谷本郷1492番地５　Ｉ―２棟508号室
破産者　有限会社アル・グラーノ
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２１６９号
東京都港区新橋６丁目４番３号
破産者　日本ファーム株式会社
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部